

2 基本目標と施策の基本的な方向

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい状況にあります。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、固定的性別役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、性別を問わずお互いを尊重し、力によって相手を支配する人間関係を形成することのないよう、人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

【施策の基本的な方向】

1 県民への意識啓発と地域における理解の促進

県では、これまでDV防止に向けた啓発資料の配布、県の広報紙やSNSなど各種広報媒体による発信、DV防止フォーラムや各種研修会などの開催を通じて意識啓発を図ってきました。

引き続き、県民一人一人がDVについて正しい理解を深め、暴力の潜在化を防いでいくために、地域、職域におけるきめ細かな広報・意識啓発を行っていきます。

また、これまでの一人で悩んでいる被害者に気づきを促し、相談を呼びかける広報に加え、周囲の方がDVを見過ごさないよう呼びかける広報も進めます。

【実施施策】

① DV防止に係る広報・意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、企業等に対し広くDVに関する啓発を行い、DV防止の意識づくりやDVに当たる暴力の周知、DVに対する理解の促進を図ります。その際、被害者向け、周囲の方向けなどターゲット別に配慮した啓発を行います。

(人権・男女共同参画課)

イ 県男女共同参画推進センターを中心にDV防止フォーラムやセミナー等を開催し、DV防止に向けた意識啓発を図ります。警察においては防犯講習等を活用して、DV防止と相談窓口の広報・啓発活動を行います。

(人権・男女共同参画課、人身安全対策課)

ウ 県民生活に密着した場でのきめ細かな広報・啓発活動を行うことと

し、地域や職域等においてDV防止出前講座を実施します。

(人権・男女共同参画課)

エ 全ての年齢層の方がDVに関する理解を深めるため、市町村においてもDV防止啓発に積極的に取り組むよう、働きかけます。

(人権・男女共同参画課)

② 人権啓発の推進

ア 男女の人権の尊重と女性に対する暴力についての認識を深めるため、県民、企業、行政職員、教員等を対象とした意識啓発事業を実施します。

(人権・男女共同参画課)

イ 各業界団体・企業経営者及び県・市町村の人権啓発担当者等を対象にした各種研修会において、DV問題を取り上げるよう働きかけます。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

2 暴力防止に向けた学校教育等の推進

埼玉県人権教育実施方針*に基づき、学校をはじめ家庭や地域における人権を尊重した教育を推進します。各学校では規範意識の醸成や人を思いやる心の育成を図り、児童生徒の暴力防止に向けた取組を推進します。さらには、これらの取組を推進する上で教員を対象とした人権教育に関する研修の一層の充実を図ります。

また、男女平等教育資料を学校向けに作成・配布し、男女平等教育や児童生徒を暴力の加害者にも被害者にもさせない教育を推進します。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題となっています。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針*」に基づき、子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進に取り組めます。

【実施施策】

① 人権教育の推進

学校等では教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や職場における男女共同参画の大切さ等、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、人権感覚育成プログラム*の普及を図り、各学校における人権教育の充実を目指します。

(人権・男女共同参画課、人権教育課)

② いじめや暴力行為の防止の推進

全ての公立小中高等学校において、保護者、地域、警察等の関係機関と

連携した非行防止教室を実施することにより、児童生徒の規範意識を醸成し豊かな心と健全な生活態度の形成を図り、いじめや暴力行為等の根絶を目指します。

(生徒指導課)

③ 生命（いのち）の安全教育の推進＜重点１＞

性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子供の発達段階に応じた学校等での指導を進めます。

(学事課、少子政策課、生徒指導課、保健体育課、人権教育課)

④ 教員、保育従事者等への研修の実施

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園等の教職員や保育従事者等を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

(学事課、人権・男女共同参画課、少子政策課、人権教育課)

【施策の基本的な方向】

3 若年者に対する予防啓発の推進

親密な男女間における暴力は、配偶者間だけではなく恋愛関係にある者の間でも同じように発生しています。DV相談においても、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

DVを未然に防止するためには、若年者がお互いに相手を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を醸成する必要があることから、暴力の予防啓発を推進します。

【実施施策】

① デートDV防止啓発の推進＜重点２＞

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、学校において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう、啓発資料の作成・配布や、講座を開催します。啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノの予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

また、県男女共同参画推進センターにおいては、県内大学等に対し予防啓発資料を配布し、デートDVの知識と相談窓口の周知を図ります。

(人権・男女共同参画課、人権教育課)

② 生命（いのち）の安全教育の推進（I 2③再掲）

性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子供の発達段階に応じた学校等での指導を進めます。

（学事課、少子政策課、生徒指導課、保健体育課、人権教育課）

③ デートDV予防のための教育の推進

児童・生徒向けの「デートDV防止啓発ハンドブック」を通じ、県内の中学・高等学校等におけるデートDV予防のための教育を推進します。

また、教員が予防のための指導方法やデートDVの当事者となっている生徒への対応方法を学べるよう、教員を対象とした研修を実施します。

（人権・男女共同参画課、人権教育課）

【施策の基本的な方向】

4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進

近年、DV被害者支援の現場から、DVのある家庭に育った子供が成長とともに不登校、非行、自傷行為、暴力などの問題を起こす場合があると報告されています。本県における児童虐待のうち、面前DVなど心理的虐待が約6割と最も多くなっています。こうしたことから、関係者及び関係機関に対し、DVにより心理的な影響を受けた子供へのケアや支援の必要性について理解の促進を図ります。

【実施施策】

① DVが子供に及ぼす影響に関する啓発

DVが子供に及ぼす影響について、子供に直接接する教育関係者、保育士及び民間団体の支援者等に意識啓発を行います。

（人権・男女共同参画課）

② 教員、保育従事者等への研修の実施（I 2④再掲）

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園等の教職員や保育従事者等を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

（学事課、人権・男女共同参画課、少子政策課、人権教育課）

【施策の基本的な方向】

5 加害者に向けた取組の推進

加害者の脱暴力化は、DVの防止を図っていくためにも非常に重要な課題となっています。警察において、加害者に対する指導、警告及び検挙等被害者の立場に立った対策を推進します。

一方、加害者となってからでは更生が非常に困難な状況にあることから、DVの加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

また、国では「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等一部改正法」の附則で、DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとしています。本県においてもこうした国の動向や調査研究などを踏まえ、加害者への取組の在り方について調査研究を行っていきます。

【実施施策】

① 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置＜重点3＞

犯罪行為に該当する場合は厳正な対処を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図るとともに迅速な捜査を行い、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

(人身安全対策課)

② 加害者とならない予防啓発の推進＜重点4＞

被害者に気づきを促して相談を呼びかける広報や啓発に加えて、どういう行為がDVに該当するのかなどの広報を通じ、加害者へのDVの気づきの促進など、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

(人権・男女共同参画課)

③ 加害者への対応に関する調査研究

加害者更生のための指導及び支援の在り方に係る国の調査研究、他都道府県及び民間団体等の取組について調査、情報収集を行います。また、関係機関及び民間団体等における加害者への対応状況などについて情報収集し、本県における加害者への取組の在り方について調査研究を行います。

(人権・男女共同参画課)

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題です。

被害者やその同伴家族の安全を確保するために、県配偶者暴力相談支援センター、県福祉事務所、市町村、警察等が協力・連携して、被害者からの相談受付や情報提供、24時間体制の一時保護に当たります。

また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもと、被害者の早期発見に取り組みます。

被害者の支援に当たっては、DVの特質や影響を考慮して被害者の意思や意向を確認し、それを尊重しつつよりの確な対応を行うために、引き続き、相談及び保護体制の整備・充実を図っていきます。

なお、家庭に留まる被害者についても、安全の確保と必要な支援について配慮します。

【施策の基本的な方向】

1 早期発見のための取組強化

医療関係者は日常の業務を行う中でDV被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。また、保健・福祉関係者や教育関係者は家庭に接触する機会が多く、児童虐待の発見とともにDVを発見する可能性が高いことから、DV被害の発見から通報までの対応方法や相談先の周知を図るなど、被害者の早期発見のための取組を強化します。

【実施施策】

① 医療関係者による発見・通報等の協力

医師会、歯科医師会、看護協会等と連携し、各種研修会や会議等を活用して配偶者暴力防止法及び医療スタッフの役割について広報します。

また、DVを早期に発見するための問診（スクリーニング）の方法や診療環境の整備、被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法など、医療機関に対する通報等の協力を働きかけます。

（人権・男女共同参画課）

② 保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進

保健師、生活保護ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、ヘルパー、ケアマネジャーなど業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員を対象とした研修を活用し、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。

（人権・男女共同参画課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、保健医療政策課）

③ 教員、保育従事者等への研修の実施（I 2④、I 4②再掲）

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園等の教職員や保育従事者等を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

（学事課、人権・男女共同参画課、少子政策課、人権教育課）

④ 民生委員・児童委員*等への広報や研修の実施

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、民生委員・児童委員協議会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

（人権・男女共同参画課、社会福祉課）

【施策の基本的な方向】

2 警察における被害防止活動の推進

被害者の要望等に基づき、一時避難の方法や相談窓口などの情報提供、必要に応じて関係機関への連絡やパトロールを実施するとともに、法に基づく援助の申出を受けた場合は適切な援助を行います。また、現に暴力が行われていると認められる場合は、被害者の安全を第一として、暴力の制止や被害者の保護を行うほか、被害者の意思を尊重した対応を行います。

【実施施策】

① 適切な対応策の助言と援助の実施

被害者をはじめ、その支援者の安全確保を最優先に、一時避難や保護命令制度の説明を行うとともに、関係機関と連携して被害者の個別事情に応じた対応策を助言します。また、被害者の申出に応じた必要な支援やパトロールを行います。

（人身安全対策課）

② 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（I 5①再掲）

犯罪行為に該当する場合は厳正な対応を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図るとともに迅速な捜査を行い、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

（人身安全対策課）

- ③ ストーカー加害者の更生のための働きかけの実施
ストーカー加害者が抱える問題を踏まえながら関係機関等と適切に連携を図り、更生のための働きかけを行います。

(人身安全対策課)

- ④ 再被害防止措置の実施
犯罪被害者（DV・ストーカーを含む。）及びその家族（以下「犯罪被害者等」という。）が事件検挙された加害者から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な措置を講ずることにより、犯罪被害者等を支援します。

(人身安全対策課、刑事総務課)

- ⑤ 警察職員に対する研修の強化
警察学校等での講習や研修を充実するとともに、警察署への巡回教養研修等を通じて全職員に対してDV・ストーカー等事案に対する適切な対応について継続的に研修を行います。

(人身安全対策課)

【施策の基本的な方向】

3 相談体制の充実

本県では、婦人相談センターと県男女共同参画推進センターを配偶者暴力相談支援センターと位置付け、DV相談窓口を開設しています。また、県内4か所の福祉事務所を相談・支援機関と位置付け、DV相談に応じています。多様化・複雑化する相談に対応するとともに、相談の質の向上と専門性を確保するための体系的な研修・体制の整備を進めます。

転居後も含め被害者の相談及び継続した支援を円滑に実施するために、婦人相談センターが配偶者暴力相談支援センターの中核として全県的な相談・支援ネットワークの構築を強化します。

さらには、県は市町村に対し、配偶者暴力防止法において市町村の努力義務である配偶者暴力相談支援センターの設置、市町村の相談・支援体制の充実についての更なる働きかけを行っていきます。

相談員は職務の特性から職務遂行の過程で孤立しやすいことから、支援に際しては組織的な対応をとる体制が必要となっています。燃え尽きや代理受傷など心身の健康が損なわれることがあるため、ケース会議、スーパービジョン*を活用したバックアップ体制をとることが重要です。市町村や県福祉事務所、民間団体においてこうした取組が促進されるよう、県は研修の実施を通じ支援を行います。

災害の発生や感染症拡大等の影響は、DVの増加や深刻化につながる懸念があることから、適切な対応を講じていきます。

【実施施策】

① 婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化

ア 県の中核となる配偶者暴力相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能を担います。

相談においては、家庭に留まる被害者に対し、安全の確保と必要な支援について情報提供等により支援します。

なお、被害者が関係機関の窓口ごとに事情を説明する負担を軽減し、二次的被害*の防止を目的として作成したDV相談共通シートの活用を図り、関係機関相互の情報共有による被害者支援の迅速化を図ります。

イ 市町村、県福祉事務所など地域の相談窓口や民間団体に対する助言・情報提供、研修機会の提供、地域支援ネットワーク構築の支援、困難事例のコーディネート、事例検討などを実施することとし、相談員の専門性やソーシャルワーク能力の向上を図ります。

ウ DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、婦人相談センターと市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

エ 被害者の自立活動に関して、必要に応じ、市町村とも連携しながら同行支援を行います。

(人権・男女共同参画課)

② 県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化

ア DV被害者のニーズに合わせ、電話、面接相談、弁護士やカウンセラーによる専門相談、インターネット相談、グループ相談会など多様な相談事業を行います。

イ 情報ライブラリーの運営や各種講座の実施、県民の自主的な活動の場としての特性を活かし支援の充実に結びつけるとともに、女性の社会参画と経済的な自立を支援するための様々な事業の実施や、女性キャリアセンター*との連携により、多方面にわたる被害者の自立を支援します。

ウ 大規模災害が発生した場合においても、DV相談を行うとともに、状況に応じた適切な支援を受けられるよう案内します。

(人権・男女共同参画課)

③ 県福祉事務所の相談・支援機能の強化

県福祉事務所を圏域におけるDV相談・支援機関として位置付けていますが、県民の利便性の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターとすることについて、今後の市町村との役割分担も踏まえ、必要な人員体制及び業務運営体制などを検討します。

(人権・男女共同参画課、福祉政策課)

④ 警察におけるDV被害者等の相談対応の充実

相談者が同性の職員の対応を希望する場合には同性の職員をあてる、日本語を話せない相談者には通訳人を介して相談を聴取するなど、相談者の様々な状況に応じて、できる限り相談者の要望に配慮して対応します。

(人身安全対策課)

⑤ 市町村における相談機能等強化への支援＜重点5＞

ア 被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

イ 市町村において複数の課題を抱えた被害者からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、庁内外の関係機関との連携強化のための体制構築を支援します。

ウ 市町村窓口において、DV被害者に的確な情報提供や相談・支援ができる体制とするため、市町村職員に対して研修を行います。

エ 婦人相談センターにおいて、多様なDV被害者の状況や問題点の把握、支援策の決定等、市町村窓口からの個別事案について相談に応じ、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

(人権・男女共同参画課)

⑥ 民間団体における相談に対する支援

DV被害者の個別事案において公的機関以外での相談希望など多様な相談者の要望に対応するため、民間団体が実施する相談における人材育成など必要な支援を行います。

(人権・男女共同参画課)

⑦ 専門的な相談等への対応強化

多様な被害者に対応するため、相談員の専門性とソーシャルワーク能力向上のための研修や事例検討会議の充実及び他の専門機関等との連携

を図るとともに、他機関の研修・会議への派遣、自主研修への支援を行います。
(人権・男女共同参画課)

⑧ 災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応

災害発生や感染症拡大を契機とする生活不安やストレスの増加により、DVの深刻化が懸念されることから、避難所における相談窓口の設置促進や相談窓口の周知、啓発活動の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課、災害対策課)

⑨ 若年者向けの相談体制等の充実<重点6>

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイスを行います。

また、インターネット相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を継続するとともに、デートDV防止講座などを通して、デートDV防止の取組を進めます。

さらに、デートDV防止啓発ハンドブックやリーフレットを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課、人権教育課)

⑩ 男性被害者への相談体制の充実

県男女共同参画推進センターにおいて、男性の相談員による電話相談を実施し、男性向けの相談事業の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課)

⑪ L G B T Q *など性的マイノリティの方への相談体制の充実

L G B T Qなど性的マイノリティの方からの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細かに対応をしていきます。

(人権・男女共同参画課)

⑫ 性暴力被害者のための相談・支援の充実

性暴力等犯罪被害専用相談電話(アイリスホットライン)や各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通ダイヤル(#8103、ハートさん)において相談に応じるとともに、被害者にとって必要な支援を行う医療機関とのコーディネートや関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

(防犯・交通安全課、警務課)

【施策の基本的な方向】

4 保護体制の充実

被害者の一時保護は、警察、市町村、県福祉事務所と連携を図りながら県の一時保護施設で実施しています。一人一人の被害者の抱える課題に応じて迅速かつ適切な保護を実施し、自立に向けた支援を行うため、関係機関との連携を強化するなど支援体制の充実を図ります。

被害者が子供を同伴する場合も多くなっており、DVの目撃は子供への心理的虐待に当たることから一時保護施設において被害者及び同伴児童への心のケアに取り組めます。

妊婦や障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、多様な被害者が保護を必要とするようになっており、保護に当たって特別な配慮が求められています。本人の意向を踏まえ支援を適切に進めるため、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を積極的に活用します。

【実施施策】

① 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実＜重点7＞

ア DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課)

イ 一時保護施設において、保護された被害者及び同伴児童に対し適切な対応が行えるよう組織を整備します。特に同伴児童に対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課)

ウ 緊急一時保護室を活用し、DV被害者の安全・安心を図りながら迅速に必要な保護を行います。

(人権・男女共同参画課)

エ 母子の状況に応じて適切に保護するため、母子緊急一時保護事業*を実施します。

(こども安全課)

② 夜間・休日等の緊急保護体制の充実

ア 夜間・休日において被害が急迫している場合、緊急の保護に対応できるよう警察と一時保護施設との連携により、引き続き24時間対応を行います。

(人権・男女共同参画課、人身安全対策課)

イ 深夜などの緊急の保護に対応するため、公費負担による一時避難場所を確保した上での保護や、犯罪被害者早期援助団体による情報提供

制度に基づく公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*と協働したホテル等宿泊施設での保護を行います。

(人権・男女共同参画課、警務課、人身安全対策課)

ウ 市町村が宿泊施設等を利用して緊急時の安全確保を行えるよう、助言や情報提供を行います。

(人権・男女共同参画課)

③ 一時保護委託の積極的な活用

多様な被害者に対応するため、民間シェルター及び母子生活支援施設*などを活用し、被害者の状況に応じ適切な一時保護を行います。また、関係機関と連携強化を図り、情報収集及び情報共有に努め、適切な支援を行います。

(人権・男女共同参画課)

④ 広域的な保護の実施

加害者の追及が激しく、県内では被害者の安全確保が図れない場合等においては、県域を越えた広域的な対応により他の都道府県の婦人相談所又は母子生活支援施設への保護依頼を行うこととし、必要な情報収集を行います。

(人権・男女共同参画課、こども安全課)

⑤ 中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討

国の方針等を踏まえ、中長期的な支援を要する被害者支援の在り方を検討します。併せて一時保護施設併設の婦人保護施設の在り方について検討します。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

5 外国人、障害者、高齢者への支援

外国人被害者は、言葉や文化、生活習慣の違いから地域での関わりが希薄となり、相談窓口の存在を知らない状況が懸念されています。また、実際の支援に当たって、在留資格、法律、相談窓口に関する情報など、複雑で対応困難な場合が少なくないことから、外国語によるリーフレットの作成や国際交流・外国人支援を行っている民間団体（NGO等）と連携した相談・支援を行います。

また、県内の児童、高齢者、障害者の虐待件数は増加傾向であることを

踏まえ、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるということ
を深く認識し、その防止等に取り組むため「埼玉県虐待禁止条例*」が平成
30年4月から施行されています。

障害者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向にあります。
障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努め、
市町村の担当課や社会福祉施設などと連携して速やかに支援を行います。

【実施施策】

① 外国人への支援

ア 関係機関等と連携し、外国語リーフレットの作成及び活用、相談窓口
の広報、外国語通訳を介しての相談を実施します。

また、同じ国籍の人が支援に当たることが被害者の精神的なサポート
につながることから、日本語を理解できる外国人住民を含む支援ボラ
ンティアの活動の活性化を図ります。

(国際課、人権・男女共同参画課)

イ 外国人生活相談の中でDV被害者へ適切な助言を行うことができる
よう、相談員に対しDVの特質、法制度、活用できる社会資源に関する
知識や支援のための連携に係る情報提供を行うほか、外国人住民の支援
などを行う民間団体との連携強化に努めます。

また、関係機関に対し外国籍女性とその子供への支援の在り方や関
係法制等の国の動向を踏まえた情報提供を行います。

(国際課、人権・男女共同参画課)

② 障害者への支援

ア 視覚障害者に対しては点字訳版のリーフレットや音声ガイドを活用
し、相談案内の提供を行います。聴覚障害者に対しては、手話通訳の確
保、メールによる相談を行います。

(人権・男女共同参画課)

イ 権利擁護センター*で実施している障害者のための権利擁護相談の
中で受けたDV相談については、状況に応じて配偶者暴力相談支援セン
ター等関係機関を紹介するなどの支援を行います。

(障害者福祉推進課)

ウ DV相談の経過中に精神疾患的な問題が認められた場合は、精神保
健福祉センター及び保健所において相談支援を行うなど適切に対応し
ます。

(障害者福祉推進課、疾病対策課)

エ 障害のある方の保護については、市町村、福祉事務所及び保健所と連
携して短期入所の利用や障害者支援施設への入所が円滑に行えるよう

にします。

(障害者支援課)

③ 高齢者への支援

ア 高齢者虐待の事例に接する機会が多い訪問介護のヘルパーや通所介護の介護職員等福祉関係者による発見・通報の促進を図るため、職員への研修や集団指導などの機会を通じて意識啓発を行います。

(人権・男女共同参画課、地域包括ケア課、高齢者福祉課)

イ 高齢の被害者が適切な支援を受けられるよう、高齢者虐待に関する施策との連携を図り、市町村や地域包括支援センターの職員に対して、高齢者虐待対応専門員研修を開催するなど、市町村の虐待対応体制の整備を支援します。

(地域包括ケア課)

ウ 介護を要する高齢者が被害を受けた場合に、老人福祉法のやむを得ない措置の活用等により、短期入所生活介護の利用や特別養護老人ホームへの入所が円滑に行えるように市町村を支援します。

(高齢者福祉課)

【施策の基本的な方向】

6 関係機関の支援ネットワークの充実

被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するためには、婦人相談センター、県男女共同参画推進センター、市町村、福祉事務所、児童相談所、警察、民間団体、その他関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携しながら取り組む必要があります。

被害者への切れ目のない支援に向け、関係機関で構成される「DV対策関係機関連携会議」において、協議や情報交換などを行い、連携体制の強化を図ります。

また、市町村においては、被害者の最も身近な行政機関として、相談、安全確保、自立支援を担うにあたり、個別的な事案に対してコーディネート機能を発揮していく必要があります。このため、市町村が地域の関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援ネットワークの構築を図るにあたり必要な支援を行います。

【実施施策】

① 県域ネットワークの充実

「DV対策関係機関連携会議」は、県域をカバーするネットワークとして各機関における支援内容や機関相互の連携方法について協議及び情報

共有を行います。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）相談ハンドブック」の随時改訂や各機関の連携の徹底、取組の強化など、施策の円滑な実施に向けた調整を図っていきます。

（人権・男女共同参画課）

② 地域ネットワークの充実

市町村が地域の関係機関との連携体制を構築できるよう、婦人相談センターが県福祉事務所と協力して、活用できる社会資源等の情報共有、機関相互の協力体制、個別事案への対応などの支援を行い、広域的な連携を推進します。

また、他の都道府県の支援に関する情報を収集し、必要に応じて連携を図りながら対応します。

（人権・男女共同参画課）

【施策の基本的な方向】

7 被害者に関する個人情報の保護

DVへの対応については、被害者の安全確保が何より重要です。加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、市町村における住民基本台帳の閲覧制限等の措置やマイナンバー*を取り扱う関係機関において情報流出することのないよう適切な対応が必要です。

また、被害者の個人情報については、関係者は被害者の安全を確保するために、配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づき、細心の注意を払って管理しています。一方、被害者が安心して新しい生活を始めるためには、被害者の了解を得た上で、他の支援関係機関への適切な情報提供、情報共有が行われることが大切です。

県は、被害者に関する情報管理を適切に行うよう、市町村をはじめ関係機関等に周知徹底を図ります。

【実施施策】

① 住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知徹底と適切な運用

市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした研修会や会議等において、制度の運用及び関係部局との連携について周知徹底を図るとともに、市町村からの問合せ等に対応し、支援措置が適切に運用されるように努めます。

（市町村課）

② 関係機関における個人情報の適切な管理

配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づく情報の取扱いを関係各機関に周知し、情報の管理と秘密の保持の徹底を図ります。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

8 職務関係者の配慮と資質の向上

DV相談は多様化、複雑化しており、相談の質の向上と専門性の確保が課題となっています。県はDV相談担当者の資質の向上を図るため、DV被害者支援担当者研修などの専門研修を実施します。また、市町村の相談担当者の支援として、DVの特性と配慮すべき事項を学ぶ研修や事例検討会を各地域で開催します。

知識や技術の習得をはじめ、二次的被害防止の視点、相談員の燃え尽きや代理受傷など心身の健康への配慮の視点も含め、他の専門機関等と連携しながら、更なる研修の体系的かつ継続的な充実を図っていきます。

【実施施策】

① DV相談ハンドブックの活用

相談担当者向けの対応マニュアル「ドメスティック・バイオレンス(DV)相談ハンドブック」を随時改訂するとともに、職務関係者研修等での活用を図ります。

(人権・男女共同参画課)

② 専門研修の充実

DV相談担当者研修や母子・父子自立支援員*研修について、その効果を検証し、相談員の心身の健康の視点も踏まえて研修内容の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課、少子政策課)

③ 地区別事例検討会の実施

関係機関のネットワーク構築支援と連動して職務関係者の資質の向上を図るため、婦人相談センターは県福祉事務所と連携して、圏域別に事例検討会を実施するほか、市町村単位の事例検討会の開催、実務担当者研修、講師の派遣を行います。

(人権・男女共同参画課)

④ 二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

職務関係者に対し、各機関の会議や研修会の場を活用してDVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について実務的な研修を行います。

被害者支援の中心的な役割を担う警察、保健、福祉、教育関係機関の研修にDV問題を導入するとともに、子供がいる家庭の場合、DVは児童虐待にも当たることから児童福祉分野と連携した研修を行います。

また、専門職の養成機関等と連携し、DVに関する知識の普及を図ります。

(人権・男女共同参画課、各関係課所)

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するために、住宅の確保、経済的基盤の確立、子供の養育、心身のケアについての支援を進めます。

被害者の自立支援に当たっては、母子・父子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなどの被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において可能な限り弾力的な運用に努めるよう働きかけを行います。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的にケアを行っていきます。

【施策の基本的な方向】

1 住宅の確保に関する支援

頼れる身寄りや知人のない被害者は生活の基盤である住宅確保に当たり、保証人の確保など独力では対応困難な事態に直面することが多くあります。子供を同伴する被害者も多いことから、母子生活支援施設への入所などの措置を図ります。

転居先として民間住宅を選択する被害者も多く、民間住宅に関する情報提供や入居しやすくするための支援を行います。

また、円滑に自立できるよう、自立の準備をするための中間的な施設、ステップハウス*の活用も図ります。

【実施施策】

① 県営住宅の期限付入居制度*等の実施

ア 県営住宅期限付入居制度による一時的な居住先の提供とともに、本格的な自立に向けて配偶者暴力相談支援センター等での継続的な相談・支援を行います。

(人権・男女共同参画課、住宅課)

イ DV被害者世帯を対象に定期募集時の抽選優遇制度*を実施していきます。

(住宅課)

② 市町村営住宅における協力要請

DV被害者の個々の状況に応じた適切な支援を行えるように、DV被害者の公営住宅における優先入居への配慮に係る国の方針等に基づき、公営住宅への優先入居等について関係市町村の協力を求めています。

(住宅課)

③ 民間賃貸住宅に対する働きかけ

民間賃貸住宅に関わる団体を通じて、家主にDV被害についての理解を深めてもらい、被害者の入居への協力を働きかけていきます。

(人権・男女共同参画課、建築安全課、住宅課)

④ 民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれのあるDV被害者に対し、セーフティネット住宅情報提供システム等を利用した情報提供や民間会社が行う家賃債務保証の利用などにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、必要に応じて生活保護担当機関や生活困窮者自立相談支援機関と連携して、住宅確保支援を行います。

(社会福祉課、住宅課)

⑤ 住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援法に基づき、過去2年以内の離職又は自営業の廃止により住居を失った方、又は失うおそれの高い方等には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間家賃相当額の支給を行います。

(社会福祉課)

⑥ 母子生活支援施設への入所措置による支援

子供を同伴する被害者については、母子生活支援施設への入所措置を行い、子育て支援や保育を通じ、母子の心身の回復を図り、自立に向けた支援を行います。

(こども安全課)

⑦ 民間ステップハウスの活用

被害者が地域において自立した生活が送れるよう、民間ステップハウスの活用の促進を図ります。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

2 心の回復に関する支援

配偶者暴力相談支援センターで、DV被害者の心のケアに留意して相談・支援を行っています。また、一時保護施設においては医学的なカウンセリングを必要とする被害者に継続的なケアが受けられるよう、医療機関

等を紹介し、支援します。

一方で被害者の自立に当たっては、心身の回復と自立に向けた活力を引き出すための支援を身近な地域で継続的に行うことが重要です。そのため、市町村、医療機関など専門機関、民間団体との連携による支援体制を構築するとともに、被害者同士が支えあうグループ相談会などを通じ自立支援を図っていきます。

【実施施策】

① 継続的な心のケアの実施体制の構築

ア 一時保護施設において医学的なカウンセリングが必要な被害者に、精神科医療機関や精神医療センターなどの専門機関につなげるための必要な情報提供を行えるよう、専門機関の情報収集及び連携体制の構築を図ります。

イ 一時保護施設において、専門機関等の支援による研修の実施により相談員の質を高め、被害者の心のケアに配慮した相談を実施します。

ウ 県男女共同参画推進センターにおいて、専門カウンセラーによるカウンセリングを行います。

(人権・男女共同参画課)

② グループ相談会等による自立支援の充実

被害者に対し、孤立しないよう心のケアや、自立に関する情報の提供等による継続した支援を行うため、県男女共同参画推進センターにおいてグループ相談会や個別面接相談を行うとともに、必要に応じて同センターが行う様々な自立支援事業への参加を促します。

(人権・男女共同参画課)

③ DV被害者とその子供に対する心のケアの実施<重点8>

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子供の精神的な安定が必要です。被害者と子供に対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラムを実施します。

また、一時保護中の被害者とその子供の心理について、必要に応じアセスメントや個別面接などを行い、メンタルケアの充実に取り組みます。

(人権・男女共同参画課)

④ 民間団体による継続的自立支援

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・

心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

3 就業に関する支援

DV被害者の経済的自立を図っていくためには、就業支援が非常に重要となっています。被害者には就労経験が充分でなく、PTSD等の疾患、加害者からの安全確保や子供の保育問題など様々な課題を抱えている場合も少なくないことから、一人一人の状況に応じた就業支援を進めます。

【実施施策】

① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

ハローワークや就業支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、被害者に対し就業支援事業や母子・父子福祉センター*の活用に係る情報の提供と助言を行います。

(人権・男女共同参画課)

② 就業支援・職業訓練施策による支援

ア 女性キャリアセンターにおいて、働きたい女性を対象に就職支援を行います。また、埼玉しごとセンター*において、若年者やシニアなど世代に応じた個別相談(キャリアカウンセリング)や就職支援セミナー等を実施し、就職を支援します。

(雇用労働課、人材活躍支援課)

イ 県内の高等技術専門校において、就職を希望する被害者に対し職業訓練を実施するとともに訓練生に対する就職支援を行い、安定的な就職に結びつけていきます。

また、ひとり親家庭の親や、子育て等に伴う離職による職業上のブルーに不安を持つ女性求職者等を対象に、民間教育訓練機関を活用して、就職に必要な知識・技能の習得を図る職業訓練を行い、自立を支援します。

(産業人材育成課)

③ 母子・父子福祉センターにおける就業支援

就業経験の少ない方の就業を支援するため、パソコンセミナーや就職セミナー等を開催するとともに、就業や生活に関する相談を行います。

また、母子・父子自立支援員をはじめ相談業務の従事者を対象に、就業支援に関する研修を実施します。

(少子政策課)

- ④ 一時保護施設における就業支援＜重点９＞
一時保護施設において、就職支援セミナーやキャリアカウンセリングを実施し、被害者に対する就業支援を行います。

(人権・男女共同参画課)

- ⑤ 県男女共同参画推進センターにおける自立支援講座の実施
県男女共同参画推進センターにおいて、女性の社会参画や経済的自立を支援する講座やグループ相談会など様々な事業を実施します。
また、女性キャリアセンターとも連携を図り、被害者の就業支援を行います。

(人権・男女共同参画課、人材活躍支援課)

- ⑥ 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い
市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子供の保育所等入所を選択する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

(少子政策課)

- ⑦ 民間団体による継続的自立支援（Ⅲ２④再掲）
民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

4 経済的な支援

被害者の自立に当たっては、医療費や生活費など経済的な支援が必要な場合が多く、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、医療保険、介護保険等の支援を迅速かつ適切に対応していくことが重要です。

このため、生活保護については世帯認定の際の取扱いや保護の実施責任などを県の通知により明確にし、迅速な対応を促します。

一方、保護を必要とする被害者の増加に伴い県外の民間シェルターに一時保護委託する事例も出てきており、県を超えた広域での調整が課題となっています。迅速かつきめ細かな支援を行うため、県外を含め関係機関との連携強化を推進します。

【実施施策】

- ① 生活保護の適切な実施
被害者に対する保護の迅速な決定と適切な制度の運用が行われるよう、引き続き福祉事務所に対する助言指導に努めるとともに、新たに発生する課題に応じて実施責任や保護の取扱いの明確化を図っていきます。

また、母子・父子自立支援員と生活保護のケースワーカー等が連携・協働して、就労による自立や日常生活、社会生活における自立の支援に努めます。

(社会福祉課)

② 子育てに関する経済的な支援

ア 児童扶養手当等の適切な給付のため積極的に広報を実施するとともに、受付窓口となる市町村では被害者は住民票の異動がなくても居住地での受給が可能であることなど適切な案内ができるよう働きかけます。

(少子政策課)

イ 結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度について、被害者の世帯認定等に当たり弾力的な運用に努めます。

また、未熟児養育医療給付、自立支援医療費（育成医療）について、被害者に対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(健康長寿課)

ウ 乳幼児医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について、被害者に対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(国保医療課)

③ 経済的支援制度に対する活用支援

被害者に対して、迅速かつきめ細かな経済的支援を行うため、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度などの情報提供を行います。

(人権・男女共同参画課)

④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知

次の事項について、保険者である市町村及び国民健康保険組合に周知徹底します。

- ・ DV被害により国民健康保険の被保険者である配偶者との生活から離れたことが確認されれば、新たな生活地で国民健康保険に加入することができること（健康保険等に加入すべき場合を除く）。
- ・ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。
- ・ 被害者は、医療費通知により受診した医療機関が加害者に伝わるおそれがある場合には、保険者に対し医療費通知の送付先変更等を依頼することができること。

(国保医療課)

⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知

DV被害などやむを得ない事情により住民票を異動できない場合は、現在居住している市町村が被保険者になることができる取扱いについて、保険者である各市町村に情報提供します。

(地域包括ケア課)

【施策の基本的な方向】

5 法的手続に関する支援

県配偶者暴力相談支援センター及び母子・父子福祉センターでは無料法律相談を実施するとともに、被害者が速やかに必要な司法手続を行えるよう民事法律扶助制度*について情報提供を行っています。

また、被害者が保護命令を申し立てた際などには、警察や配偶者暴力相談支援センターは裁判所からの求めに応じて書面提出や関係機関への連絡などを行っています。手続を進める段階でも加害者から追及されやすいことから、被害者の安全確保への支援を行います。

【実施施策】

① 保護命令等法的手続の利用に向けた支援

ア 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立て、離婚及び親権に関する調停申立ての方法を説明し、弁護士の支援が必要な場合は無料法律相談の利用などについて情報提供を行います。

イ 訴訟費用の立替えなどの支援が必要な場合は、日本司法支援センター（法テラス）*の利用などについて情報提供を行います。

(人権・男女共同参画課)

② 警察による被害者の安全確保

警察は、法的手続に対応できる対応を行うとともに、被害者の安全確保を行います。

(人身安全対策課)

【施策の基本的な方向】

6 地域における支援

被害者が地域で安定的に自立した生活を送るためには、被害者の状況やニーズに応じて、継続して被害者を見守り、支援を行っていくことが必要です。このためには、関係機関の連携体制の強化と、それぞれが有する社会資源の活用が求められます。一時保護施設では、退所者のうち継続的な支援が必要と思われる被害者について、市町村や県福祉事務所などの関係

機関に情報提供し、継続した見守り支援を依頼しています。

被害者が安心安全で自立した生活を送るためには、行政や関係機関の支援はもとより、民間団体や地域の方々などの幅広い支援が必要です。シェルター等を運営している民間団体と協働し、被害者への相談・情報提供・同行支援・心のケアなど継続的な支援を行います。

また、被害者が地域で生活するに当たり、身近な人による日常的な見守り支援は、被害者の安心感と自立への意欲や自信につながります。このため、より多くの支援者に対する情報提供などを行います。

【実施施策】

① 安定的な自立に向けての継続的支援<重点10>

被害者の安定的自立に向けて、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

また、民間団体と連携を図り、民間団体が行う相談事業、ステップハウス運営等の取組など、被害者のニーズに応じた情報の収集及び提供を図ります。

(人権・男女共同参画課)

② 民間団体による継続的自立支援<重点11> (Ⅲ2④、Ⅲ3⑦再掲)

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(人権・男女共同参画課)

③ 民間団体等が地域で実施する集会への支援

DV防止について、県民生活に密着した場でのきめ細かな広報・啓発活動を行うため、地域住民・団体、企業、民間団体等が実施する集会にDV防止出前講座を実施するなどの支援を行います。

(人権・男女共同参画課)

④ 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施 (Ⅱ1④再掲)

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員*連合会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

(人権・男女共同参画課、社会福祉課)

基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援

子供の目の前で行われるDVは、児童虐待に当たります。また、子供への虐待からDVが発見されることもあります。

子供の変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園などが虐待や背景にあるDVを早期に発見し、DVが疑われる場合には専門機関への相談を行うように周知・啓発します。

子供たちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子供の安全確保を図ります。また傷ついている子供の心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

【施策の基本的な方向】

1 早期発見と安全確保

平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談は住民に身近な市町村が担い、虐待の未然防止・早期発見に積極的に取り組むこととされました。本県では、要保護児童の適切な保護を図るため「要保護児童対策地域協議会*」が全市町村に設置されており、その対応強化を図っています。

県では、学校や保育所などで児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」に基づき、県内の幼稚園、小・中・高・特別支援学校、保育所、認可外保育施設等を対象に研修を実施するとともに、子供からの相談に適切に対応するため、子どもの権利擁護委員会や学校における相談体制を整備しており、さらにその強化を図っていきます。

DVと児童虐待が併存する事案への対応が大きな課題となっています。令和2年4月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センターは児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所はDV被害者保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力を図っていきます。

一時保護においても、被害者が同伴する子供については、児童相談所と連携して実施するとともに、民間シェルター等への一時保護委託制度も積極的に活用します。

【実施施策】

① 虐待の早期発見・早期対応の推進

ア 要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行う「市町村要保護児童対策地域協議会」の効果的な運営を支援し、地域における対応の強化を図ります。

(こども安全課)

イ 虐待など子供への権利侵害に関する電話相談窓口として、埼玉県子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）*を設置し、電話や面接による相談を行います。

（こども安全課）

ウ 親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、家族からの虐待に関する子供の悩みなどをSNSで相談できる窓口を設置し、相談を行います。

（こども安全課）

エ 学校においては、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び市町村が配置する相談員等による校内教育相談体制を整備します。

（生徒指導課）

② DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化＜重点12＞

婦人相談センターと児童相談所は、DVや児童虐待に係る業務とその連携について理解を深めるための所内研修などを実施するとともに、一時保護入所者とその同伴児童の安全な生活を確保するため、情報共有などの連携を推進します。

また、市町村におけるDV対応機関が要保護児童対策地域協議会に参画するよう働きかけます。

（人権・男女共同参画課、こども安全課）

③ 教員、保育従事者等への研修の実施（I2④、I4②、II1③再掲）

学校や保育所・幼稚園及び認定こども園等の教職員や保育従事者等を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子供の安全対策等について周知徹底を図り、被害者の早期発見を促進します。

（学事課、人権・男女共同参画課、少子政策課、人権教育課）

④ 被害者が同伴する子供の適切な一時保護の実施

婦人相談センターと児童相談所等の関係機関との協力体制を引き続き強化するとともに、被害者と子供を一緒に保護することができるよう推進します。

（人権・男女共同参画課、こども安全課）

【施策の基本的な方向】

2 心身の健やかな発達への支援

DVは子供にも様々な心身の症状を引き起こし、心のケアを継続して行う必要がある場合も少なくありません。

児童相談所では、心理的なケアを必要とする児童に対し児童心理司等によるカウンセリング等を実施します。

保健所では子供の心の健康相談を行っていますが、その充実を図るとともに、関係機関との調整や連携の強化を図ります。

一時保護施設では被害者が同伴する子供がDVの目撃などにより心に傷を受けていることが多いことから、こうした子供の心理的ケアを行い、心身の健やかな発達への支援を行います。

【実施施策】

① DV被害者とその子供に対する心のケアの実施（Ⅲ 2 ③再掲）

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子供の精神的な安定が必要です。被害者と子供に対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラムを実施します。

また、一時保護中の被害者とその子供の心理について、必要に応じアセスメントや個別面接などを行い、メンタルケアの充実に取り組みます。

（人権・男女共同参画課）

② 子供の心のケア対策の充実

ア 児童相談所において、児童心理司等により年齢や心理状態に応じた心理的ケア等を実施します。

（こども安全課）

イ 子供と親の心のケア対策を推進するため、児童福祉施設における心理職員の配置等を進めるとともに、児童相談所と児童福祉施設や保健・医療等の関係機関が連携し、施策の充実を図ります。

（こども安全課）

ウ 身近な地域での相談体制を整えるため、保健所が実施している「子どもの心の健康相談事業」を充実します。

（健康長寿課）

エ 保健所管内ごとに保健、医療、福祉、教育などの関係機関で構成される小児精神保健医療推進連絡会議等を活用し、相談内容に応じて対応や調整ができるよう関係機関との連携強化を図ります。

（健康長寿課）

- ③ 被害者が同伴する子供への支援体制の充実
一時保護施設に被害者が同伴する子供に対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。
また、心のケア対策の結果について、関係機関との情報の共有化を図ります。

(人権・男女共同参画課)

【施策の基本的な方向】

3 保育・就学・学習支援

DV被害者の自立支援に当たり、同居する子供の保育と就学に関する問題は極めて重要な課題です。小・中学生の転校は、住民票を異動しなくても手続が円滑に進むようになりました。高校生に対しては、円滑な転編入学に向けた情報の提供を通じ、支援していきます。

加害者の追及や子供の連れ去りの危険に対応する必要があることから、学校、保育所、幼稚園及び認定こども園における子供に関する情報管理と安全確保の体制整備を図ります。教育委員会では、転校先、居住地等の情報管理や就学についての情報提供について対応マニュアルを作成し、指導主事会議等において周知しており、引き続きその徹底を図ります。

一方、一時保護施設に入所中、児童生徒は通学できないことから、学習機会の充実を図ります。

【実施施策】

- ① 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（Ⅲ 3 ⑥再掲）
市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子供の保育所等入所を考慮する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。
(少子政策課)
- ② 被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供
ア 子供の学籍や居住地等の情報の適切な管理を行い、子供の安全確保に努めるよう学校、保育所、幼稚園及び認定こども園に対して周知を図ります。また、DV対応マニュアルをもとに、各学校における安全確保体制を整備するよう協力要請します。
(学事課、少子政策課、人権教育課)
- イ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、安全確保のため被害者と子供に学校への申出を助言したり、必要に応じて学校に連絡するととも

に、子供の就学について情報提供を行います。

(人権・男女共同参画課)

③ 一時保護施設における保育・学習支援の充実＜重点13＞

被害者が同伴する子供に対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

(人権・男女共同参画課)

④ 母子生活支援施設における保育・学習支援

母子生活支援施設において、児童の養育に関する助言及び指導並びに関係機関との連絡調整等の支援を行い、被害者の同伴児童の健やかな成長を促します。

(こども安全課)

基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

DVに関する相談や被害者の保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査などは、配偶者暴力防止法の施行前から民間団体が先行して活動を展開してきました。多くの支援者が被害者の目線に立った活動で自立を支えています。

DVの防止と被害者の状況や課題に応じた保護やきめ細かな自立支援対策を推進するためには様々な民間団体が協働していく必要があります。そこで、民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化とネットワークづくりを推進します。

【施策の基本的な方向】

1 民間団体との連携の推進

県では民間団体と連携して被害者の支援を行うため、民間団体も参加する「DV対策関係機関連携会議」を設置し、関係機関との情報の共有化を図るとともに、支援ネットワークづくりを行ってきました。引き続き、被害者の多様なニーズに対応できるよう実働的なネットワークづくりを進めていきます。

また、行政だけでは手が届かない被害者に寄り添ったきめ細かな支援を実施していくために、民間団体との連携を推進します。

さらに、加害者は支援者にも危害を及ぼすおそれもあることから、支援者の安全確保に常に配慮をしながら推進していきます。

【実施施策】

① 民間団体との連携の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適時適切な支援が行えるよう、「DV対策関係機関連携会議」への民間団体の参加を促し、関係機関との情報の共有化を図ります。また、地域及び市町村に設置する支援ネットワークへの参加を促します。

(人権・男女共同参画課)

② 専門的知見の活用・事業の協働実施

DV被害者支援担当者研修や各種講演会等に民間団体スタッフの持つ知見を活用するため、講師として招へいしていきます。

また、県民の啓発活動や被害者支援について、民間団体を実施するのが効果的なものについては、事業委託に向けた検討をしていきます。

(人権・男女共同参画課)

③ 民間団体及び支援者等の安全確保

民間団体及び支援者、被害者の安全確保のため、団体の所在地、連絡

先、職員の個人情報等について適切に管理するとともに、事業の実施に際し団体の情報を明示する場合には配慮をします。

(人権・男女共同参画課、各関係課所)

【施策の基本的な方向】

2 民間団体の育成・支援

民間団体は運営基盤（スタッフ体制、運営資金、活動拠点等）が脆弱で、継続して安定した事業運営を行うことが難しいため、支援が求められています。

県では、民間団体を育成・支援するため、シェルター整備、DV防止研修会の開催、被害者への同行支援等の活動費用の一部を助成してきました。長期的視点から、今後の民間団体の運営等に関する助言や関係機関との調整を通じ、必要な支援を行っていきます。

また、支援スタッフのスキルアップのために、DV被害者支援担当者研修など各種研修の参加機会の提供や、被害者支援に関する情報提供や助言を行います。

【実施施策】

① 事業活動への支援＜重点14＞

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性を生かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、財政的支援を行います。また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行います。

継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策のなど取組の充実に向けて、民間団体交流会等を実施し意見交換を行います。

DV被害者支援情報や研修会の情報など、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など関連する情報提供を行います。

(人権・男女共同参画課)

② 人材育成に関する支援

民間団体スタッフのスキルアップを図るため、DV相談担当者研修及び各種研修会等への受講機会の充実を図ります。また、民間団体が行うスタッフの育成を支援します。

民間団体スタッフ人材の掘り起こしを行うため、DV被害者の自立支援サポーターを養成します。

(人権・男女共同参画課)

③ 民間シェルター等への支援

民間によるシェルター及びステップハウスの運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営面での助言・情報提供を行います。また、

運営を行う民間団体とともに被害者支援を進めます。

(人権・男女共同参画課)